

## 女性経営者支援資金

## 女性起業家支援貸付

## この資金の特徴

- ☑ 新しく開業する女性向けの資金です。
- ☑ 開業前の方から開業後5年未満の方まで広くお使いいただけます。  
(ただし、個人事業から法人成りした場合はご利用になれません。)
- ☑ 申込みに当たって、自己資金の要件がありません。

## 次のような方におすすめです

- 手持ちの自己資金が十分に準備できないが、資金計画は立っており、開業に必要な資格や経験、ノウハウ等を有している。
- 起業家育成資金(新事業創出貸付)との併用で2,500万円まで無担保で利用したい。  
(ただし、運転資金の限度額は合計1,500万円となります。)

## 融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		1,000万円	1,000万円
		設備・運転併用の場合は、合計1,000万円	
利率	5年超10年以内	年0.9%以内	平成29年10月1日から 平成30年3月31日 融資実行分の利率です。(固定金利)
	3年超 5年以内	年0.8%以内	
	1年超 3年以内	年0.7%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内	1年超7年以内
		据置1年以内 元金均等月賦償還	
担保		不要	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として、代表者を連帯保証人とし、代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.90%以内)	

## 資金用途

設備資金	運転資金
店舗の改装又は機械設備の購入等に必要資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要資金

ただし、次の資金用途は融資対象になりません。

- × 土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金(ただし、設置後6か月未満の設備で未払部分は対象) 等

## 融資対象者

女性経営者支援資金・女性起業家支援貸付は、次の全てに該当する方を対象としています。

1 次の区分のどちらかに該当する。

※NPO法人は対象外

区分	融資対象者の条件
①開業前	ア、イのどちらかに該当する具体的な計画を持つ。 ア 事業を営んでいない女性で、1か月以内に開業。 イ 事業を営んでいない女性で、2か月以内に会社を設立。
②開業後	ア、イのどちらかに該当し、開業後又は会社設立後5年未満である。 ア 事業を営んでいない女性が新たに開業。 イ 事業を営んでいない女性が設立した会社。

2 信用保証対象業種<sup>(※)</sup>を県内で開始しようとしている、又は営んでいる。

※ 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

3 納期が到来している場合は、事業税等を滞納していない。

4 事業に必要な許認可等を取得している。 等

## 申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)	・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等 (納期限が到来している場合)	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分、1期目の確定申告又は決算が終了していない場合は不要
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書(様式28)	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・創業・再挑戦計画書(様式8-1) (決算又は確定申告が終了していない場合)
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

## 受付場所

事業所(予定地)が所在する地区の商工会議所・  
商工会または創業・ベンチャー支援センター埼玉

## 取扱金融機関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、  
原則県内に所在する本支店



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

事業を開始しようとしている又は事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

創業・ベンチャー支援センター埼玉 048(711)2222



彩の国  
埼玉県